

## 沖縄県国民保護計画の構成等について

平成17年10月 防災危機管理課

## I 基本的な考え方

## 1. 計画の基本的な考え方

我が国は、自然災害については、世界でも有数の地震国として多くの経験に基づく防災体制等が構築され、被害想定も含めかなりの知識等の蓄積がある。

武力攻撃事態等における国民保護を目的とした国民保護計画は、救援や復旧など、防災計画と重なる部分も多いことから、ある程度これまでの自然災害における知識や経験が活用できると考えられるが、大規模避難やNBC兵器（核、生物、化学兵器）への対処など、武力攻撃事態特有の対応が求められるものもある。

また、武力攻撃事態等による災害は、これまで経験がない上に、武力攻撃事態の四類型が輻輳して発生し、かつ、その原因である敵の軍隊等が逐次移動することも想定され、詳細すぎる計画では現実に対応できず、問題が生じることも予想される。

さらに、本県は島嶼県であり、米軍基地が集中しているという特性があることから、それらにも配慮する必要がある。

このため、防災計画を参考にしつつ、以下の点に留意しながら国民保護計画の作成を進めていく。

- (1) 有事や大規模テロという緊急に対処が求められる事態への対応に関する計画のため、簡潔・明瞭を旨とし、初動対応を軸に記述する。
- (2) 放射線被害や化学物質被害に対する医療対策など、専門的な分野については、本文では基本的な対応のみを記述することとし、個別具体的な対策については担当部局に委ね、別添又は資料編でまとめる。
- (3) 災害予防や復旧対策など、防災計画と重複する事項で既に記載されているものについては、当該計画で対応すべきものとして整理の上、国民保護計画ではなるべく簡略化する。
- (4) 各事項毎に関係機関の名称を極力掲げるなど、緊急時に所管がすぐわかり、即応できるよう配慮する。
- (5) 離島においては、島外への避難、食糧等の物資の輸送、医療の確保などに配慮する。
- (6) 基地外に居住する米軍人、軍属、基地内で勤務する基地従業員等を含む米軍基地周辺市町村の避難等については、国における考え方の整理を待って、米軍と調整しながら方策を検討する。

## 2. 全体の構成

国民保護モデル計画を参考に、第1編 総論、第2編 平素からの備えや予防、第3編 武力攻撃事態等への対処、第4編 復旧等、第5編 緊急対処事態への対処、資料編とする。

本県の特色である島嶼については、島外避難、医療の提供、物資等の運送など、武力攻撃事態の発生時における国民保護措置の実施には課題が多いことから、第3編の中で項目立てし、基本的な対応とは別に整理する。

## Ⅱ 各編別の記載内容等

### 1. 記載内容と各部局との関係等

有事等が発生した場合の対応について、各部局において防災計画の記載内容を参考に対策を検討する。

検討するに当たっては、災害防止の観点から防災計画の中で整備するものとして記述されている事項については、同計画に基づいて整備すべきものとして整理し、国民保護計画ではなるべく省略する。

なお、どうしても記載が必要な事項については、基本的な事項のみを本文で記述し、専門的な対応については別にまとめる。

また、武力攻撃事態等における対応がイメージしやすいよう、チャートを多用するなど、記述を工夫する。

### 2. その他記載について検討を要する事項

#### (1) 地域特性を踏まえた武力攻撃事態の想定等

本県は、島嶼県であると同時に、北部(過疎地、観光リゾート地)、中部(米軍基地が集中)、南部(那覇市を中心とした人口密集地)、宮古(離島の離島を有する)、八重山(離島の離島を有し、国境に接する)について、それぞれの特色がある。

どのような武力攻撃事態が発生するのかを想定するのは難しいが、新防衛大綱(平成16年12月10日)<sup>\*1</sup>では「我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断される」とし、新たな脅威や多様な事態のうち、主なものへの対応として「弾道ミサイル攻撃」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「島嶼部への侵略」等をあげており、武力攻撃事態の四類型のうち、弾道ミサイル攻撃」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」が蓋然性が高いと考えられる。

このため、計画策定に当たっては、地域ごとの特色を考慮しながら、弾道ミサイル攻撃とゲリラや特殊部隊による攻撃への対応について特に留意する。

#### (2) その他

避難を考える場合の鍵となる被害想定については、兵器の種類や方法等により異なり、その組み合わせも多岐にわたることから、非常に難しい。国においてもそれを示すことは困難であるとしていることから、実際に武力攻撃等が発生した場合の対応については、その時に国から示される情報に基づいて行動することとし、計画には、基本指針に示された武力攻撃事態毎の対処方法を踏まえ、柱となる避難を含む対処方法の記述にとどめる。

\*1 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱(平成16年12月10日 安全保障会議決定、閣議決定)

### 3. 沖縄県国民保護計画の構成（案）

国民保護計画の項目については、色々な想定を踏まえた上で決定する必要があるが、モデル計画に本県の特性を加味し、以下の構成で検討する。

#### 第1編 総論

- 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 県の地理的、社会的特徴
- 第5章 国民保護計画が対象とする事態

#### 第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備等
  - 第1 県における組織・体制の整備
  - 第2 関係機関との連携体制の整備
  - 第3 通信の確保
  - 第4 情報収集・提供等の体制整備
  - 第5 研修及び訓練
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 生活関連等施設の把握等
  - 第1 生活関連等施設の把握等
  - 第2 県が管理する公共施設等における警戒
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

#### 第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 県対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
  - 第1 警報の通知及び伝達
  - 第2 避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
  - 第1 生活関連等施設の安全確保等
  - 第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等
  - 第3 応急措置等
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置

第11章 交通規制

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第13章 離島における武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編